

婦人と親族法

太田 英隆

第五章 親 權

育兒上親權の性質を知つてゐることは除程必要でありませぬ。兒童を養育するのに賞罰と云ふことは何人でも行はなければならず、又戾する點から大切なことであります。賞するのはいくら賞しても法律上に差支はありませぬが、罰するには其度を過しますと法律の制裁を受けねばなりません。こう申せばある御方は變に思はれるでせう。親が子を罰するのは自由であつて、如何にしてもよいではないか、それに法律が關係するなどは、とんでもないお世話だと。成程一應御尤千万であります。が併しです。これは一を知つて二を知らぬ議論で眞理とは云へませぬ。なぜかと申しますと、親が親らしい人ばかりならよいですが、中には十人十種で、らしくない親がよくあるものです。子を懲戒するのに度が過ぎて、負傷させたり殺したりすることは例のないことでなく、時々新聞で

も見る所です。それに親にも繼親と云ふのがありまして、食事を爲せないとか、雪の降る夜中に外に立たせるとかするやうなことは、よく芝居にもあるではありませぬか。こんなことを新聞や芝居で見たときに皆さんはどんな考へを起しますか。只事實を寫したまでのものでも、殘酷な親を見ては、頭の一つも打ちたいやうな氣がしますせう又全部に子を可愛想だと思ひませう。さうなくてはならないのです。これが所謂人情とか同情とか云ふものであります。法律は理論の一天張りのやうに考へられますが、どうして、人情と云ふこともよく知つてゐます。又粹なことも知つてゐますよ。それじゃ親權とは全体どんなものだとお尋ねになります。それをこれからお話しするのであります。

親權の性質

まづ親權の定義を上げて見ますれば、親權と云ふのは法律か子の身分や財産について其家にある父又は母に對して與へた權利及び義務の集合であります。

と云ふことが出来ず。この定義によりますと、父母でも子と共に家にゐるものでなくては、この權利を有しません。

法律がこの親權を設けた譯は、親より子の爲めに設けたのであります。元來親はその子を養育し教育する義務を有してゐるのであります、その義務を盡すにはよく其子を養育し得る状態に在らしめなければなりません。そうするには先づ親にこれを制御するの權を與へる必要が有ります。又子自らその利益を保護するの能がありませんから父母はこれに代つてその利益を保護せねばなりません。そうして親權はこの點に付ては子の利益を保護するを以て目的としますから、親權を行ふ者がなす行爲の範圍は子の利益を害せないので、限度とし、その不利益である行は決してこれを許さないのであります。

親權を設けた理由は右述べましたやうに、子の直接の利益の爲めであり、又國家及び父母も亦これが爲め間接の利益を有するのであります。その國家の利益としては、親權の定めがないと

は教育のない不良人民が多く出来、國家の自存及び發達を妨げ、財産管理の能力のない者の財産を抛擲するは國家經濟の利益を害するのです、又親權を行ふ者の利益と云ふのは、子が完全に發達するとせないと、親の利益に重大の影響を及ぼすことは言を俟たないのであります。

親權と戸主權

皆さんはこんな考へは起きませんか、子は親權に従ふのは當然であるが、若し親權者が戸主でないときは、子は親權者と戸主との兩方に従はなければならぬから、ある事を親權者はこうせと命じたときに、戸主はそれはいかん私の言ふやうにせよと、二者の衝突が起つたときにはどうするかと言ふことです。これは起り安い疑ひですが、よく法理を考へますと衝突はないと存します。親權は子の身分及び財産上の利益を圖つて設けたもので、戸主權は家の利益の爲めにこれを設けたものであつて、その目的が少しく異つてゐます。と言つてもこれでは解りかねませうが、例へて言ひますれば、親權は、子の教育、懲戒、財産の管理等

に就いてあるもので、少しも戸主權と關係はありませぬ。戸主權は家族の居所を定め、その婚姻、養子縁組を許否したり、又は家族がその家を辭して他家に出入する時に同意不同意を唱ふる權に過ぎませぬ。

第一節 總則

この節に於きましては、親權を行ふ者は誰であるか又親權に従ふものは何人であるかを述べる都合であります。一寸考へると、親權が親が行つてこれに服する者は子であるから、少しも六ヶしくはないではないかと思はれますが、凡て物事はさう簡單に行くものではありませぬ。殊にこんなことは實際に當りますと中々複雑なものでして、いかな法律家でも困ることがよくあるのです。それではその混雜なことを法律ではどんな風に定めてあるかと申しますと、民法第八百七十七條に「子は其家に在る父の親權に服す但し獨立の生計を立つる成年者は此限に在らず」と定め、人事編第四百九條に「父が知れざるときは死亡したるとき家を去りたるとき又は親權を行ふこと能はざるとき

に家に在る母之を行ふ」とあります、これでは詳しいことは素人には解りませぬ、これを法理上から種々解釋して複雑な社會に應用するのであります。條文で一々の場合を定めたら、民法などは五百万條とか八百何千万條とか云ふ程規程せねばならぬと思ひます。私は右の條文につきて少しく説明して見ませう。

まづ親權に服する者は誰かと云ふ點より述べませう。原則としては、親權に服する者は子の成年と未成年とを分ちませぬが、例外として獨立の生計を立つる成年者は親權に従はなくてもよいとなつてゐます。そうして獨立の生計を立つる程度は事實問題として、法律では定められんことですが、自分の資産若くは勞務にあつて生活するのを云ひます。茲に皆さんが心得ておいてよいことがあります。獨立の生計を立つることの出來ない成年者が、子を産だときは、自身は親權に従はねばならぬから、その子も父の親權者に従ふべきかと云ひますと、その子はやはり自分の親に従ふべきであります。それはそのはずです。親が子に對して親

權を有せないとあつては、親たるの甲斐がないのみならず、子の性質を知らない人に委ねばならぬ不都合になります。併しこれは成年の親たるべき場合でして、若し未成年者が子を産だときは、その父たる未成年者に對して親權を行ふ者がこれに代つて親權を行ふのです。

次に親權を行ふ人に就きて述べます。原則としては家に在る父ですが、私生子の如く父の知れぬとき、父が死亡したとき、又は分家を爲し、廢絶家を再興し、他家の養子となり、養子が離縁を爲し、入夫が離婚を爲したやうな時にその家を去つたとも、又は不在、心神喪失等によつて親權を行ふことの出来ない時は、家に在る母が行つてよいのであります。

繼父母又は嫡母も親權を有しませんが、これ等の者は子と自然の血縁を有しませんが、愛情に乏しく相敬視することがあります。それでこれ等の場合に親權を行ひますには、後見に關する規定を準用することゝなつてゐます。

名士の家庭

(井上文學博士の家庭)

和洋の家

龍東生

紅塵滿々たる帝都の北隅、小石川區表町百〇八番地に日本家と西洋館との二棟より成れる門がまへの家あるを見る。これ即ち我學界のオーソリティーとして知られし文學博士井上哲次郎先生の住宅なり。東都に至る所人馬織るが如き狀況なるも、こゝら邊りはいと靜かにして樹木は森々と生ひ繁り、秋の夜半にすだく虫の音は、武藏野の昔を忍ばしめて餘りあり。博士の居間は西洋館の長方形なる二階の一室にして、正面に掲げたる「發潛然之氣」の額は、博士の恩師なる中村敬宇先生の書かれしものなり。その日本造の家は、多く召使の住居及び炊事等に當たるものゝ如し。博士には三男三女ありて、長女雪子嬢は文學士吉田熊次氏に嫁し、他は悉く家に在りて、夫人(縫子)の下に養育されつゝあり。而して此の他に書生一人下女二人守一人を召使へるが、これ等は皆地方の小學校教員に人撰を依頼せるものにして、口入屋より身上の知れざる者を雇ふが如きことは絶へてなきやうし。この點は何人も注意すべきことにして、身元性質等の知れざるものを使用し、少なからざる迷惑を來すことは世上塵々耳にする所なり。殊に子守の如きは幼児の養育上最も大切なるものなれば、充分なる注意あらまほしきものなり。